

(参考)

引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費(令和6年度決算見込み)

引上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。

1 引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分の市町村交付金を除く) 23,399 百万円

2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般財源) 152,973 百万円

(単位:百万円)

分野	令和6年度決算見込額	
	総額	うち一般財源
医療	70,274	64,196
介護・高齢者福祉	29,513	27,341
子ども・子育て	34,392	30,062
障害者福祉	23,435	21,838
その他	13,240	9,537
合 計	170,854	152,973

※1 四捨五入の関係で、表内の計算が一致しない場合がある。

※2 その他には、生活保護費等、貧困・格差対策に係る施策や、就労促進に係る施策等を含む。